

## 船舶事故調査報告書

平成24年12月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年6月11日（月） 04時42分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋島南西方沖 呉市所在の倉橋港鹿島瀬戸防波堤灯台から真方位286° 5,700m付近 （概位 北緯34° 05.1′ 東経132° 28.8′）
事故調査の経過	平成24年7月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五宮 <sup>みやひろ</sup> 丸、4.82トン HS3-26122（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×2.60m×0.77m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和51年4月20日 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 2.43m×1.13m×0.39m、プラスチック ガソリン機関、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月11日 免許証交付日 平成21年6月5日 （平成27年4月5日まで有効） B 操縦者B 男性 67歳 操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷側に凹損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成24年6月11日04時ごろ、呉市倉橋町尾立を出航し、船長Aが、操舵室内の右舷側に座って手動操舵に当たり、前方に他船の灯火を認めなかったため、前方を見ていたが、前方に他船はいないものと思い、倉橋島南西方沖を西南西進中、04時42分ごろ、倉橋港鹿島瀬戸防波堤灯台から真方位28

	<p>6° 5, 700m付近において、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、B船と衝突したことに気付かないまま漁場に向かい、後日、海上保安部の指摘により衝突の事実を知った。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、倉橋島南西方沖で機関を停止し、船首を東方に向けて錨泊した頃、東方に西南西進中のA船を視認した。</p> <p>操縦者Bは、船尾方を向いて甲板上で釣り道具の準備を始めた頃、もう一度A船を視認したが、A船はB船の右舷側を通過するものと思ひ、船尾方を向いて釣りの準備を続けた。</p> <p>操縦者Bは、釣りを始めた頃、A船のことが気になり、ふと後ろを振り向いたところ、後方至近に接近したA船を認め、「おーい」と声を上げたのち、衝突直前に海へ飛び込んだ。</p> <p>操縦者Bは、落水した状態で生活防水機能のある携帯電話により海上保安部に通報したのち、泳いでB船には上がった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>日出時刻 04時57分、常用薄明開始時刻 04時28分</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、白色全周灯、両色灯及び舷灯を点灯していた。</p> <p>A船は、レーダー、GPSプロッターがなかった。</p> <p>船長Aは、衝突場所付近には土曜、日曜は船がいることがあるが、本事故当日は平日なので船はいないだろうと思っていた。</p> <p>B船は、灯火を表示していなかった。</p> <p>B船は、小型船舶免許及び船舶検査を要しない船舶であった。</p> <p>操縦者Bは、ベストタイプの救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、倉橋島南西方沖を西南西進中、船長Aが、前方に他船の灯火を認めなかったのち、前方を見ていたが、前方に他船はいないものと思ひ込み、見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のB船に接近していることに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方を見ていれば、本事故当時は日出約15分前の薄明時であり、B船を視認できたものと考えられる。</p> <p>B船は、倉橋島南西方沖で錨泊中、操縦者Bが、A船を視認した際、A船はB船の右舷側を通過するものと思ひ込み、船尾方を向いて釣りの準備を行い、見張りを行っていなかったことから、A船が後方至近に接近して気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>

<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、倉橋島南西方沖において、A船が西南西進中、B船が錨泊中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、操縦者Bが船尾方を向いて釣りの準備を行い、見張りを行っていないため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行時、錨泊時にかかわらず、海上では常に厳重な見張りを行うこと。</li> <li>・ 日没から日出までは灯火を点灯するか、灯火がない場合には出港を控えること。</li> <li>・ 船体が小さく海面からの高さが低い船が錨泊する場合、球形の形象物を表示しないときには、船上の高い位置に旗などの目印を掲げることが望ましい。</li> </ul>